

福祉ライブラリ

司法と福祉

—対象者主体の支援のために—

[第2版]

菅原好秀 著

建帛社
KENPAKUSHA

はしがき

従来の刑罰である懲役刑と禁錮刑を一本化し、新たに「拘禁刑」が創設されました。刑罰の種類が変更されるのは、1907（明治40）年に現行刑法が制定されて以来、約120年ぶりです。その背景として、従来の刑務作業が再犯防止に繋がっていないことや、受刑者の高齢化で一律の刑務作業が困難になっていることが考えられます。

司法とは、法に基づいて、適正な手続を通じて権利の救済を図り、具体的な紛争を解決する国家作用です。司法の役割は、侵害された権利を救済し、法に基づき、裁判により強制的に解決することによって、社会秩序を維持し、人々の権利や自由を守ることにあります。刑事司法システムは、警察、検察、裁判所、矯正（刑務所・少年院など）で構成されており、社会福祉士や精神保健福祉士は、地方検察庁、刑務所、更生保護施設等に入って、検察官や弁護士などの多職種とチームを組み、他機関と連携協働しながら活動しています。

福祉の役割は、生きにくさを感じている人に寄り添い、法律や制度などあらゆる社会資源を活用して、人々の幸せづくりを支援することです。

この司法と福祉の見解が相違する場合があります。刑務所出所者に対する支援を例にすると、対象者への住居確保、就労支援などは、司法の立場においては「再犯防止」を目的としています。これに対し、福祉の立場では対象者の生活全般の支援それ自体を目的としてさまざまな援助を行います。

このように同じ対象者でも、司法からの見方と福祉からの見方は異なっていますが、司法と福祉を組み合わせることにより再犯防止と同時に生活支援をすることができ、両者を車の両輪として体系立ったモノの見方や考え方という知の創造が生まれる場合があります。

社会心理学者クルト・レヴィンは、「良い理論ほど実践的なものはない」と提唱しています。先行きの見えない、多様な価値観が共存する現代において、理論や知見は、現実を捉え、その本質をより適切に説明するための手段であると考えます。良い理論どおりに実践家（現場）が何かを実行していけば、良い

実践が生まれることもあります。良い理論とは実践家（現場）に刺激・創造性・ひらめきを喚起し、実践を組み立てる際のヒントを提供することです。

対象者一人ひとりが自分らしく暮らし、働き、生きることに繋げるためには司法と福祉の両面の本質的な理解が必要です。

本書では、国家試験の過去問題を通じて、社会福祉士・精神保健福祉士に求められる適性を理解し、福祉の専門職として、法的問題を発見し、紛争の原因や争点を分析・評価した上で、適切な社会資源を利用することにより、問題の解決を図り、司法との懸け橋となる人材、そして、対象者のもっている潜在能力を開花させ、どのような人でも存在自体に価値があり、無駄な人はいないという日本国憲法の第13条の「個人の尊重」の理念のもとに、人々の幸せづくりに貢献できる人材の育成を目的としています。

司法と福祉に関する法律と制度に一貫として流れる本質を理解することによって、声を上げることができない、または、福祉の救済手段さえわからない人の権利を擁護するために、その人に寄り添い、その人の意思決定を支援しつつ、条文、判例などを利用して、自らが選択した法的判断の妥当性を第三者に対して論理的に説明できることも目指しています。

本書では、司法・福祉の取り組むべき課題を多面的・総合的に分析できるように、分析の素材として、「精神保健福祉の制度」、「商法・会社法による福祉経営・組織の法体系」、「行政法・民法に関する判例」も取り上げました。

本書を通じて、将来、ソーシャルワーカーとして、司法に関わる実務において、対象者の幸せづくりに貢献できる人材の育成に寄与できるように、必要な知識と情報を提供しましたので、ご活用いただければ幸いです。

最後に本書を発行するにあたってご尽力をいただいた、株式会社建帛社の加藤義之氏に対して厚く御礼を申し上げます。

2026年4月

菅原好秀

目次

第1章 刑事司法と福祉

第1節 刑事司法と更生保護	1
1 刑事司法と更生保護との関係性	1
2 社会福祉士および精神保健福祉士の役割	3
第2節 再犯防止の具体的な取組み	5
1 満期釈放者と特別調整	5
2 更生支援計画	6
3 刑の一部執行猶予制度	6
4 累犯者対策	7

第2章 刑法と刑事司法手続

第1節 刑法の基本原則	9
1 刑法と罪刑法定主義	9
2 刑法の機能	11
第2節 犯罪の成立要件と刑事手続の概要	12
1 犯罪の成立要件	12
2 刑罰の種類	16
3 刑事事件手続の概要	18
第3節 刑事事件手続と更生保護	22
1 警察、検察、裁判、矯正の各段階と更生保護	22
2 成人矯正における処遇	23
3 受刑者の処遇等	24
4 PFI手法を活用した刑事施設	30

第3章 更生保護制度 総論

第1節 更生保護の目的	32
1 更生保護の内容	32
2 更生保護制度の歴史	32
第2節 更生保護の主な内容	33
1 機 関	33
2 仮釈放等	34
3 生活環境の調整	34
4 保護観察	35
5 更生緊急保護等	36
6 恩 赦	38
7 犯罪予防活動	38
第3節 刑事手続における被害者のかかわり	39
1 不起訴処分に対する不服申立制度	39
2 検察審査会に対する審査申立て	39
3 被害者等・証人に配慮した制度	40
4 告訴人通知・被害者等通知制度	41
5 少年事件における被害者への配慮	42
6 被害者支援員制度	42
7 更生保護における犯罪被害者等施策	42
8 法テラスによる被害者支援業務	43
9 犯罪被害者に対する給付金の支給制度等	43

第4章 更生保護制度 各論

第1節 保護観察	45
1 保護観察の意義	45
2 保護観察の主体	46
3 保護観察の種類	46
4 保護観察における処遇と保護観察官の役割	52
5 指導監督と補導援護	53
6 一般遵守事項と特別遵守事項	56
7 良好措置と不良措置	62

8	保護観察対象者に対する処遇	62
9	保護観察の実施者としての保護司の役割	64
10	保護観察の問題点	65
第2節 仮釈放等		68
1	仮釈放の目的と種類	68
2	仮釈放の法的性格ないしは機能	70
3	仮釈放の手続の過程	71
4	仮釈放等の許可基準	74
第3節 更生緊急保護		75
1	更生緊急保護の意義	75
2	更生緊急保護の対象となる者	76
3	更生緊急保護の期間	78
4	更生緊急保護の原則	78
5	更生緊急保護の内容	79
第4節 更生保護における犯罪被害者等施策		82
1	犯罪被害者等施策の概要	82
2	犯罪被害者等施策の内容	82
第5節 恩 赦		84
1	恩赦の意義	84
2	恩赦の種類	85
3	恩赦の実施方法	86
第6節 更生保護制度の担い手		87
1	更生保護女性会	87
2	BBS会	89
3	協力雇用主	90
第5章 医療観察制度		
第1節 医療観察制度の成立と概要		91
1	医療観察制度の成立	91
2	医療観察制度の概要	92

第2節 医療観察制度の内容 96

1 医療観察制度の目的	96
2 制度創設の背景と経緯	96
3 制度の対象者	97
4 対象となる者の入院や通院の手続	98
5 指定医療機関	99
6 入院によらない医療	100
7 保護観察所の役割	101
8 指定入院医療機関からの退院	105
9 地域社会における処遇	107
10 関係機関の連携	108
11 医療観察制度と精神保健福祉法の関係	109
12 医療観察制度の現状と課題	110

第6章 少年非行

第1節 少年非行の全体像 113

1 少年非行の概念	113
2 少年非行の要因	113
3 非行少年の処理手続	114

第2節 非行少年の処遇 118

1 家庭裁判所送致までの手続の流れ	118
2 家庭裁判所における手続の流れ	119
3 保護処分にかかわる手続の流れ	122
4 少年院での処遇	122
5 少年の保護観察対象者に対する処遇	124
6 少年の保護観察対象者に対する措置	125
7 少年の刑事手続	126

第7章 精神保健福祉の制度

第1節 精神保健福祉法の概要 128

1 精神保健福祉法の目的	128
2 制定の経緯	128

第2節 精神保健福祉法の内容 133

1 目 的	133
2 国および地方公共団体の義務	133
3 国民の義務	133
4 精神障害者の定義	133
5 精神保健福祉センター	134
6 精神医療審査会	134
7 精神保健指定医	134
8 医療保護入院の期間の法定化と更新の手続	135
9 精神障害者保健福祉手帳	136
10 相談指導等	137

第3節 精神保健福祉法による入院形態 137

1 任意入院	137
2 医療保護入院	139
3 応急入院	140
4 措置入院	141
5 緊急措置入院	142
6 措置入院および緊急措置入院の共通事項	142
7 入院患者の処遇	143

第4節 障害者総合支援法 146

1 趣 旨	146
2 法の目的	146
3 基本理念	146
4 対象範囲	147
5 障害支援区分	147
6 障害支援区分の認定手続	148
7 支援システム	149
8 自立支援医療	154
9 補装具	155
10 相談支援	155
11 地域生活支援事業	157
12 支給過程	159
13 財源と利用者負担	161

第5節	障害者総合支援法に基づく 国・都道府県・市町村・事業所の役割	162
1	国の役割	162
2	都道府県の役割	162
3	市町村の役割	163
4	協議会	164
5	基幹相談支援センター	165
6	保健所	165
7	専門職の役割	166
第6節	メンタルヘルス概論	166
1	意 義	166
2	うつ病	167
3	双極性障害（躁うつ病）	168
4	強迫性障害	169
5	統合失調症	170
6	パニック障害	173
7	発達障害	174
8	発達障害への対応	176
9	高次脳機能障害	180
10	ナルコレプシー	181
11	メンタルヘルスとアプローチ方法	182
第7節	発達障害者支援法	183
第8節	依 存 症	185
1	意 義	185
2	依存症の特徴	185
3	薬物依存	186
4	性犯罪者処遇プログラム	188
5	暴力防止プログラム	190
6	アルコール依存症者	190
7	ギャンブル等依存症	193

第9節 障害者権利条約，障害者差別解消法	195
1 障害者権利条約	195
2 障害者差別解消法	195
3 合理的配慮	196
第10節 障害福祉サービス等の提供に係る 意思決定支援ガイドライン	198
1 意思決定支援の定義	198
2 意思決定支援の基本的原則	198
3 最善の利益の判断	199
4 成年後見人等の権限との関係	200
5 意思決定支援の枠組み	200
6 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮	202
7 意思決定支援の根拠となる記録の作成	202
8 関係者，関係機関との連携	203
9 本人と家族等に対する説明責任等	203

第8章 高齢犯罪者と罰金刑—社会内処遇からの一考察—

第1節 高齢犯罪者の犯罪原因	205
1 高齢窃盗事犯者の犯行態様および動機	205
2 高齢窃盗事犯者の要因と処遇の在り方	207
3 素質リスク，環境リスクからの考察	209
第2節 罰金刑の法改正の背景と意義	211
1 罰金刑の法改正の背景	211
2 罰金刑の意義	211
第3節 社会内処遇	213
1 施設内処遇から社会内処遇への背景	213
2 社会奉仕命令	214
第4節 今後求められる高齢犯罪者における社会内処遇	215
1 判断能力のある高齢犯罪者の処遇	215
2 精神障害により犯罪の規範意識の鈍麻した高齢犯罪者の対応	216
3 社会内処遇と社会福祉士・精神保健福祉士の位置付け	220

付章1 商法・会社法

第1節	福祉経営と商法・会社法の位置付け	224
1	福祉経営の意義	224
2	福祉経営とレジリエンス	225
第2節	商 法	227
1	商法の概要	227
第3節	会 社 法	245
1	株式会社の概要	245
2	株 式	251
3	株主名簿	254
4	株式分割	254
5	異なる種類の株式	255
6	株 券	255
7	新株予約権	256
8	株主総会	257
9	株主総会の決議（普通決議・特別決議・特殊決議）	260
10	決議取消し・決議無効確認・決議不存在確認の訴え	260
11	取締役	262
12	取締役会の権限（取締役会の専決事項）	265
13	会計参与	267
14	監査役	267
15	指名委員会等設置会社	268
16	監査等委員会設置会社	268
17	計 算	269
18	合 併	270
19	持分会社	271

付章2 判 例 集

第1節	行 政 法	274
1	公法と私法との関係	274
2	行政行為	276
3	行政立法	277

4	行政指導	278
5	不利益処分	279
6	行政事件訴訟法	280
7	国家賠償法	283
8	損失補償	289

第2節 民法判例集 290

1	民法の基本原則	290
2	行為能力	292
3	意思表示	292
4	不法行為	294

付章3 国家試験過去問題研究

第1節 精神保健福祉に関する試験問題 297

第2節 更生保護制度に関する試験問題 306

1.	保護観察	306
2.	保護観察官、保護司	307
3.	少年非行	309
4.	医療観察制度	310
5.	更生緊急保護	312
6.	更生保護施設	314
7.	更生保護制度	316
8.	その他（就労支援・仮釈放）	317

第

1

章

刑事司法と福祉

第1節 刑事司法と更生保護

1 刑事司法と更生保護との関係性

刑事司法は、犯罪や非行から国民を守り、犯罪者を警察段階、検察段階、裁判段階、矯正段階で適正な手続により刑罰を科すシステムである。

これに対して、更生保護とは、犯罪をした者や非行のある少年（少年および少年非行の定義は第6章参照）を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで社会を保護し、個人と公共の福祉を増進する制度である。つまり、犯罪者および非行少年を刑務所や少年院などの施設内で処遇（施設内処遇）するのではなく、社会内で日常生活をしながら、改善更生・社会復帰を目指す制度である（社会内処遇）。犯罪という過去は消せないため、犯罪者・非行少年と寄り添いながら、人生のやり直しを構築することを目的とする。

わが国の近代的な更生保護の源流は、1888（明治21）年に設立された「静岡県出獄人保護会社」にある。これは、生涯を通じ公益に尽くした実業家として知られる金原明善きんばらめいぜんと、静岡監獄の副典獄（副所長）であった川村 矯一郎きょういちろうらにより設立されたものである。ここでは、釈放者の宿泊保護や就職あっせんを行うとともに、県下全域に1,700人に及ぶ保護委員を配置して釈放者の保護に当たらせるなどしたとされ、これが更生保護施設と保護司制度の先駆けになったといえる。その後、政府による積極的な奨励もあり、民間による同様の釈放者保護団体が全国各地に設けられた。

このように、わが国の更生保護制度は、明治以来、民間の発意によって生まれ発展してきた経緯があり、この制度を興おこした民間篤志家の熱意は、いまでも保

護司をはじめとする多くの民間ボランティアに引き継がれている。

更生保護は、1949（昭和24）年の「犯罪者予防更生法」の成立時から、刑事司法の一環とされ、「福祉政策」との連携はほとんどなされていなかった。刑罰の目的は犯罪者を社会から隔離し、社会を防衛するために刑罰を科すという「応報」が支配的であり、犯罪者処遇においては、できるだけ長期に刑務所等に収容し社会から隔離することによって、犯罪から社会を守る方法が考えられていた。

近年わが国は、4人に1人が65歳以上という「超高齢社会」になっている。高齢者の暮らしの中で、孤独・孤立化が進み、経済的不安が増大し、高齢犯罪者増加の幅は、人口増加の幅をはるかに上回っている。刑務所においても、高齢受刑者は身体能力・知的能力・理解力の低下や障害により、刑務作業や日常生活上の指導に多くの時間と労力を要する者や、歩行・食事等の日常的な動作全般にわたって介助、リハビリテーション等を必要とする者などが増えている。

また、精神疾患など精神障害者の犯罪の問題や知的障害を抱えた者の問題など、犯罪者の中には、特有の心身上の問題点、社会生活能力や性格・行動特性という生活指導上困難と思われる課題、疾病等を抱えている者が多いという問題がある。

少年非行では、虐待による被害、教育機会の制約、対人関係に起因する問題により非行に陥る者も少なくない。

さらに、すべての犯罪者において、単身、住居不安定、無収入の者の比率が上昇し、周囲に保護・監督する者がなく、経済的に不安定な状態にあり、社会的孤立により自立能力に期待できない者も少なくない。受刑者の中には認知症、統合失調症、薬物中毒など、精神病質を抱えた上に、出所後に生活するための資金や仕事がなく、しかも、親族等との関係が疎遠であるなどのため親族等の頼れる人がいないなど、再犯のおそれが生じやすい環境にある者が多数存在している、という問題がある。

このように犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴などさまざまな生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を

抱える者がおり、こうした多岐にわたる課題に対応するためには、刑事司法関係機関による取組みのみではその内容や範囲に限界が生じていた。

そこで、生きづらさを抱える犯罪をした者等を地域社会で孤立させないための支援等を行うためには、国、地方公共団体、再犯防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して、総合的に施策を講じることが求められるようになった。

具体的には、犯罪者を多く抱える社会における対策は、刑事司法だけでなくしうることのみならず、福祉制度の拡充、住まいの場や日中活動の場の拡充、就労支援策の検討、地域社会の協力体制の確立等の取組みなど、福祉関係機関と刑事司法機関における取組みとを密に連携させながら、社会全体で一体となって対策を講じていくようになった。

2 社会福祉士および精神保健福祉士の役割

2007（平成19）年、「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され、社会福祉士養成課程に「更生保護」が必修科目として追加され、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）では、受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実を目的とした「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が施行され、医療刑務所には精神保健福祉士が配置され、刑務所、少年院には社会福祉士が配置されるようになった。

また、福祉専門官（社会福祉士、精神保健福祉士または介護福祉士の資格を有する常勤職員）が、刑事施設においては2014（平成26）年度から、少年院においては2015（平成27）年度から配置されている。

検察庁の中には、具体的な事件における対象者の処遇に関して、検察官に社会福祉の助言を行うために社会福祉士を配置した検察庁もある。また、矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所）においては、福祉的な援助を必要としている受刑者に対して、常勤または非常勤の社会福祉士を配置している。

さらに、法務省職員として保護観察官に社会復帰調整官が配置され、精神保健福祉士を中心に、医療観察対象者の生活環境の調査、生活環境の調整、精神保健観察（見守りなど）を実施している。

各都道府県に設置される地域生活定着支援センターには、高齢または障害により自立が困難な矯正施設出所者等を対象に、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的知識をもつ職員が配置されている。また、都道府県のほか政令指定都市に設置される精神保健福祉センターでは、薬物依存のある保護観察対象者の指導や、精神保健福祉サービスへの円滑な橋渡しを行っている。

犯罪者の処遇は、その者の資質や環境に応じて、その自覚に訴え、改善更生の意欲および彼らの生活の安定を確立し、社会の中で孤立させることなくやすらぎと生きがいのある社会生活に適應できる能力の育成を図ることにある。犯罪者は、自己の犯した犯罪について責任を問われ贖罪^{しよくざい}すべきことはもちろんであるが、施設収容に伴う犯罪者としての烙印^{らくいん}押し（スティグマ）を軽減し、彼らを改善更生させ、早期に社会に復帰させるために、起訴猶予、執行猶予、仮釈放、恩赦などの猶予制度を活用し、施設内に収容させずに、社会内で処遇する方策が必要となっている。

今後は犯罪者を排除するのではなく、共生社会の一員として、社会の構成員として、社会貢献できる人材として受け入れるシステムが必要となる。社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉関係者には、福祉の知識・技術を駆使して、施設内外での処遇や生活環境の調整のあり方についてその生活実態を踏まえニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた支援をいかに計画的に実施していくかが求められる。犯罪者の心身の状況、帰住予定先の家庭・社会環境等を把握するなどして、効果的な生活環境の調整を行うなどの取組みの積極化が望まれる。

犯罪者が微罪処分などで留置場から釈放され、また、刑務所を出所後に、居住先や就職先の確保など適切な福祉等の支援を得られないまま地域社会に出てしまうと、生活に困窮し、再び犯罪に至るという可能性がある。そのため警察官、刑務官をはじめ、担当した弁護士は、社会福祉協議会と連携して、居住先や就職先の確保など早期かつ確実に福祉的な支援につなげることで社会に受け入れられやすい環境を整備し、犯罪者の自立を促して、再犯に至るリスクを最小限に食い止める役割が求められている。

さらに、犯罪者の改善更生に必要な課題を早期に発見し、犯罪者の社会復帰

と再犯防止のために、社会福祉協議会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会等の支援も必要となる。そして、社会福祉士、精神保健福祉士等は、医療、保健、行政、法律等、他領域の専門機関等との調整・連絡を図る必要がある。現状では、警察・検察・裁判等の刑事司法機関と連携し、地域の福祉等の関係機関・団体との連携を図るとともに、行刑機関である刑事施設在所中の段階においても、生活環境の調整として、出所後円滑に衣食住の福祉的な支援を受けながら自立した生活が送れるよう支援を行うことが一層重要となっている。

今後の刑事司法の役割は、高齢犯罪者や障害を有する犯罪者の社会福祉のニーズのみならず、すべての刑事司法の対象者に対して、社会の中に自分の「居場所」を見つけ、孤立状態から脱出し、「生きづらさ」から「生きやすさ」への支援をすることが求められる。

第2節 再犯防止の具体的な取組み

1 満期釈放者と特別調整

満期釈放者は、社会内で保護観察を受ける仮釈放者と比べて、出所後の生活環境などの要因において、より多くの課題を抱えている上、仮釈放に伴う保護観察を受けることがないため、再犯防止に必要な国からの指導や支援を受ける機会が乏しい。そのため、満期釈放者は、刑事施設出所後、本人が抱える課題を解決できないまま社会から孤立し、再び犯罪に至るという悪循環に陥りやすい。

再犯防止対策として、特に、社会生活上困難な事情を抱える刑事施設出所者等の帰住先や就労先を確保することや、薬物依存、高齢、障害等といった特定の問題を克服するための支援をすることが必要である。

この点、矯正施設に収容されている高齢者、障害者等のうち、特に適当な帰住先が確保されていない、自立が困難な者については、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施